

<p>国</p> <p>要介護・要支援の認定基準、介護報酬の算定基準、区分支給限度基準額の設定、基本指針の策定、負担率など</p>	
<p>都道府県</p>	<p>市町村</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険審査会の設置・運営 ・ 財政安定化基金の設置・運営 ・ 介護サービス情報の公表 ・ 介護支援専門員 ・ 指定市町村事務受託法人の指定 ・ 左側の運営基準・指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定審査会の設置 ・ 財政安定化基金への拠出、交付・貸付申請、借入金返済 ・ 区分支給限度基準額の上乗せ ・ 福祉用具購入費限度基準額の上乗せ ・ 住宅改修費限度基準額の上乗せ ・ 種類支給限度基準額の設定 ・ 地域包括支援センターの設置 ・ 1号被保険者の保険料率の決定 ・ 保険料滞納被保険者に対する措置 ・ 特別会計の設置 ・ 右側の運営基準・指定 ・ 事業者への立入検査
	<p>1</p>

問題 4 介護保険制度における国又は地方公共団体の事務又は責務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国は、第2号被保険者負担率を定める。
- 2 都道府県は、介護報酬の算定基準を定める。
- 3 国及び地方公共団体は、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図る。
- 4 国は、財政安定化基金を設置する。
- 5 市町村の長は、居宅介護支援事業所を指定する。

2

問題 11 介護保険に関する市町村の事務として正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の管理
- 2 指定情報公表センターの指定
- 3 財政安定化基金拠出金の納付
- 4 保険料滞納者に対する保険給付の支払の一時差止
- 5 医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金の徴収

3

3

国
基本指針

市町村介護保険事業計画

- ・ ⑥
- ・ ⑦
- ・ ⑧
- ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの量
- ・ 地域支援事業（市町村相互間の連絡調整を除く）
- ・ 事業等を行う者相互間の連携の確保

都道府県介護保険事業支援計画

- ・ 介護専用型特定施設入居者生活介護
- ・ ⑦
- ・ ⑧
- ・ 介護給付等対象サービスの量
- ・ 介護保険施設
- ・ 介護支援専門員
- ・ 相互間の連絡調整
- ・ 介護サービス情報の公表

3年を1期
一体のものとして作成すべき計画：老人福祉計画

4

4

問題 12 介護保険法上、市町村介護保険事業計画に定めるべき事項として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 地域支援事業の量の見込み
- 2 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業
- 3 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 4 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数
- 5 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数

5

5

問題 10 都道府県介護保険事業支援計画で定める事項として、介護保険法上明記されているものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護サービス情報の公表に関する事項
- 2 地域支援事業の量の見込み
- 3 認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数の見込み
- 4 介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数の見込み
- 5 介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の見込み

6

6

ゴールド 動画⑤

	介護予防サービス計画	居宅サービス計画	施設サービス計画
計画作成者	地域包括支援センターの 担当職員 <small>保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経歴ある管理栄養士、相談業務に3年以上従事した社会福祉士等</small>	指定居宅介護支援事業所の <u>介護支 援専門員</u>	介護保険施設の <u>担当介護支援専 門員</u>
課題分析	利用者の居宅を訪問 利用者+家族に面接	利用者の居宅を訪問 利用者+家族に面接	入所者+家族に面接
原案	○	○	○
サービス担当者会議	利用者、家族、サービス担当者、 主治医等	利用者、家族、サービス担当者、 主治医等	施設のサービス担当者
計画の作成・交付	利用者+家族に説明 利用者の同意・交付 サービス担当 者にも交付	利用者+家族に説明 利用者の同意・交付 サービス担当 者にも交付	入所者+家族に説明 入所者の同意・交付
モニタリング	3ヶ月に1回 利用者の居宅を訪問 利用者に面接	1ヶ月に1回 利用者の居宅を訪問 利用者に面接	定期的
業者	1ヶ月に1回	継続的	
記録	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	定期的

7

問題 18 指定介護予防支援事業者の担当職員の業務として正しいものはどれか。

2つ選べ。

- 1 指定介護予防サービス事業者等から、サービスの提供状況等の報告を三月に1回聴取しなければならない。
- 2 介護予防サービス計画を作成した際には、必ずそれを主治の医師に交付しなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、面接して行わなければならない。
- 4 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価しなければならない。
- 5 介護予防短期入所生活介護を介護予防サービス計画に位置付ける場合には、その利用日数が一月の半数を超えないようにしなければならない。

8

8

問題 18 指定居宅介護支援におけるサービス担当者会議について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 召集は、地域包括支援センターが行う。
- 2 生活保護の被保護者については、福祉事務所が召集しなければならない。
- 3 少なくとも3か月に1回は、開催しなければならない。
- 4 利用者や家族の参加が望ましくない場合には、必ずしもその参加を求めない。
- 5 会議の記録は、2年間保存しなければならない。

9

9

問題 21 指定介護老人福祉施設の施設サービス計画について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 地域住民の自発的な活動を位置付けるよう努める。
- 2 作成に係るサービス担当者会議の開催等を要する。
- 3 入所者の家族にも必ず交付しなければならない。
- 4 施設の行事や日課を記載する。
- 5 月に1回はモニタリングを行わなければならない。

10

10